

平成15年(行ツ)第157号
平成15年(行ヒ)第164号
輸入禁制品該当通知取消等請求上告事件
上告人(被控訴人) 浅井 隆
被上告人(控訴人) 国 ほか1名

弁論要旨書

平成20年1月22日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人ら指定代理人

被上告人らの主張は答弁書のとおりですが、特に以下の点を述べさせていただきます。

1 最高裁判所は、平成 11 年に、「風俗を害すべき書籍、図画」とは、わいせつな書籍、図画をさすものであると判示した上、本件写真集に掲載された写真と同一の写真を含む写真集について、「性器そのものを強調し、性器の描写に重きが置かれていると見ざるを得ない写真が含まれてい」として、「風俗を害すべき書籍、図画」に該当する旨の判決を言い渡しております。この判決に従う限り、本件写真集も、「風俗を害すべき書籍、図画」に当たることは明らかです。

確かに、現在では、インターネットを通じてあらゆる電子情報が外国から我が国に流入しており、その中には、男女の性器を露骨に描写した画像も多数含まれています。しかし、だからといって、我が国におけるわいせつ概念に関する社会通念が変化したということではなく、我が国における健全な性的風俗を維持するためにそれらの電子情報も何らかの形で取締りの対象とすべきことにかわりはありません。男女の性器を露骨に描写した写真であっても、わいせつ物には当たらないということになれば、このような写真が街中にあふれるような事態を招きかねません。しかしこのような事態が許されるとは到底考えられないのです。男女の性器を露骨に描写した写真については、社会的に許容されたものとして流布させることをしないというのが、現在においてもわが国における健全な価値観であり、社会通念というべきです。

2 本件写真集がわいせつな書籍、図画に該当する以上、本件写真集は、平成 18 年改正前の関税定率法 21 条 1 項 4 号所定の「風俗を害すべき書籍、図画」に当たることは当然です。ところが、一審判決は、本件写真集が、既にわが国において流通に置かれ、国立国会図書館にも納本され閲覧が可能であったなどの事情の下、本件写真集を刊行した会社の取締役である上告人が一端これを国外に持ち出し、再びわが国に持ち帰っただけであるとし、本件写真集にわいせつ性が認められうるとしても、「風俗を害すべき書籍、図画」に該当しないと判断したようです。

しかし、本件写真集が既にわが国において流通していたなどといった事情があったとしても、本件写真集のわいせつ性が否定されるものではありません。そして、わいせつな書籍、図画であるにもかかわらず、「風俗を害すべき書籍、図画」に当たらない場合があると解釈することは、税関検査をなしうる場合が結局不明確なものとなってしまいます。このような解釈は、昭和 59 年の大法廷判決の趣旨にも反し、関税定率法の予定するところではありません。そもそも、

税関長は、日々大量にある輸入貨物を迅速に検査しなければなりませんから、税関検査は、即物的、外形的な検査とならざるを得ません。税関検査において、当該書籍がわいせつ物に当たるとしても、更に風俗を害するものか否か判断しなければならぬということは、税関長に不可能なことを求めるものというほかありません。

この点におきましても、本件事実関係に照らせば、上告人は、一度、最高裁判決でわいせつ性を認定された写真について、改めて、わいせつといえるか否か行政上の判断、司法上の判断を求めることを企図して、本件通知処分を受けたことは明らかなです。このような場合に、税関当局が、本件通知処分をしないでわが国への持込を認めれば、行政は、その流通・販売を公的に承認したと受け取られることは明らかなであり、そうなっては、わが国の健全な性的風俗が害される恐れがますます高まることは明らかなです。本件写真集を刊行した会社の取締役である上告人がこれを再びわが国に持ち帰っただけであるなどという事情があるとしても、本件写真集が「風俗を害すべき書籍、図画」に当たるとしてされた本件通知処分には何らの違法もありません。

3 以上のべましたとおり、本件上告には理由がありませんので、上告は棄却されるべきものと考えます。